

除雪作業の安全を祈願して

～除雪の妨げになる路上駐車はやめましょう～

12月3日（月）、冬本番を目前に、本格的に始まる除雪作業が事故なく安全に行われることを祈って、小清水町委託事業協同組合除雪センター（旧止別小学校）において、安全祈願祭が行われました。

除雪作業は、真っ暗な早朝から始まり、主要道路は、子どもたちが通学する時間までに終了しなくてはなりません。

除雪がスムーズに行われ、事故やトラブルを起こさないためにも、除雪のマナーを守りましょう。



除雪のマナー

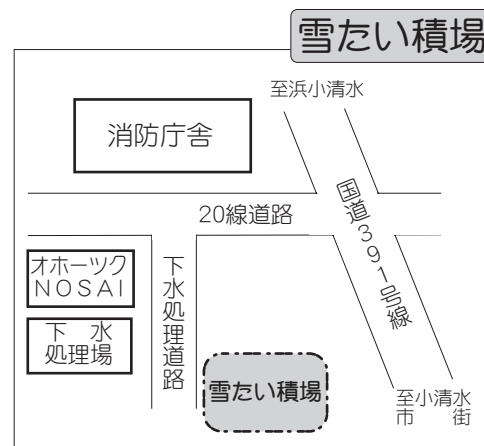
除雪の妨げになる路上駐車はやめましょう!!

- ・路上駐車があると、その部分の除雪作業ができなくなります。
- ・その地域にお住まいの皆さんに迷惑をかけることとなりますので、絶対にやめましょう。

路上への排雪はやめましょう!!

除雪後の車道や歩道に各家庭の雪を排出すると、その雪が通行の障害や交通事故の原因となり、たいへん危険です。

各家庭の雪は敷地内で処理するか、雪たい積場に運んでいただきますよう、ご協力をお願いいたします。



通常時の除雪車出動基準

降雪が10cm以上あったとき、または吹きだまり等により通行に障害があるとき。

【お問い合わせ先】

小清水町委託事業協同組合 除雪センター ☎(67) 4735
 建設課建設係 ☎(62) 4475

「濤沸湖産牡蠣」の町民即売会を開催

今年も芳醇な味わいを皆さまにお届けしました

5月から11月にかけて養殖された牡蠣2kgが、12月8日（土）役場前駐車場、12月15日（土）はなやか小清水で、それぞれ町民還元価格で販売されました。役場前駐車場では、「濤沸湖焼き牡蠣祭り」が即売会にあわせて開催され、会場は旬の味を求め訪れた方々により大きな賑わいとなりました。

栄養豊かな濤沸湖で育った牡蠣貝は身入りが良く、芳醇な味わいから、毎年販売前から長蛇の列ができるほどの人気で、今年も多くの方が袋いっぱい購入されました。



町税等の未納者に対し、延滞金を徴収します

納期限後に町税等を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されますので、納め忘れのある方は、速やかに納付してください。また、町税等が未納の方で「完納計画をたてられていない方」及び「完納計画が不履行の方」に対し、滞納処分を行います。

滞納処分とは、預貯金や給与、不動産、また自動車などの財産を差し押さえ、強制的に町税等を徴収する方法です。町税等が未納の方は、担当係へ速やかに完納計画を提出してください。

小清水町町税等徴収強化委員会 本部長 副町長 森田 明

延滞金について

納期限後に税金を納付（入）する場合は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した額が延滞金として加算されます。

当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間の延滞金は、年7.3%（当該期間の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した特例基準割合）で計算した額となります。（平成24年度は4.3%）

《例》

- ・平成25年1月25日に平成24年度町道民税第1期（平成24年7月2日納期限）23,200円を支払った場合の延滞金の求め方は
- ①税額の千円未満を切り捨て、計算税額を求めます。 【23,200円 → 23,000円】
- ②納期限の翌日から納付日までの日数を求めます。 【H24.7.3 ~ H25.1.25 → 207日】
- ③延滞金割合4.3%をA、14.6%をBとし、それぞれの日数を求めます。 【A：31日、B：176日】
- ④AとBそれぞれの割合、日数に対する延滞金を求めます。
 （注：計算後千円未満であれば、延滞金は発生しません。また計算後千円以上であれば、百円未満は切り捨てとなります。）
 【A：23,000円×4.3%×31日÷365日≒83円】 【B：23,000円×14.6%×176日÷365日≒1,619円】
 【A+B=1,702円≒1,700円】となり、延滞金は1,700円となります。

ご不明な点などありましたら下記までご連絡ください。

町民生活課税務係 ☎62-4479

110番通報の適切な利用の促進と警察相談専用電話（#9110）等の紹介と周知

～緊急通報は110番、相談電話は「#9110」に～

- 110番は、事件・事故などが発生した場合に警察へ緊急通報をするための電話です。110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問しますので、慌てず落ち着いて正しく答えてください。
- 聴覚障がい者等メール110番は、耳や言葉の不自由な方が携帯電話のEメール機能を利用して緊急通報するシステムです。通報するときには、「事件・事故の内容」のほか、「詳しい場所や目標物」及び「メールアドレス」を正しく入力してください。
- 急を要しない安全で安心して生活するための相談案内は、警察相談電話#9110又は最寄りの警察署、交番・駐在所へ問い合わせてください。



1月10日は「110番の日」です